

「ビジネスメール詐欺」に関する注意喚起について 2026年1月14日

昨今、企業の経営者などになりすまして偽の電子メールを送って入金を促す、いわゆる「ビジネスメール詐欺」の手口による不審メールが増加しています。

具体的には、役員等を騙って従業員に入金を求める事案（メールから SNS グループに誘導し、SNS 上で入金を求める例などもあります。）や、取引先を騙って偽の請求を行う事案などが報道されています。

当財団においても、財団関係者がこうしたビジネスメール詐欺の標的とされた事案が確認されています。

については、以下の警察庁の注意喚起ページなども御覧いただき、不審なメールに注意いただくようお願いします。

また、当財団から一方的に送金を求めたり、口座情報等の機微な情報の提供を求めたりすることはありません。

【参考】警察庁ウェブサイト「ビジネスメール詐欺に注意！」

<https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/countermeasures/bec.html>